

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年6月13日

寝屋川市長 様



提出者

住 所 大阪市旭区新森1丁目7番14号

氏 名 オリエント化学工業㈱

代表取締役社長 高橋 昭博

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 072-822-4721

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	オリエント化学工業㈱ 大阪事業所
事業場の所在地	大阪府寝屋川市讃良東町8-1
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	16：化学工業
② 事業の規模	製造品出荷額 400,000万円
③ 従業員数	174人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

（日本産業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	①引火性廃油	②汚泥(有害)
	排 出 量	71.72 t	0.24 t
	(これまでに実施した取組) ・ 廃アルカリ（有害）の蒸留濃縮による減容		
②計画	【目標】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	①引火性廃油	②汚泥(有害)
	排 出 量	71.72 t	0.24 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 廃アルカリ（有害）の蒸留濃縮による減容推進		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 廃アルカリ（有害）の分別の推進
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 廃アルカリ（有害）の分別の推進

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

③廃油 (有害)	④廃アルカリ (有害)
0 t	1725.69 t

②計画

③廃油 (有害)	④廃アルカリ (有害)
0 t	1725.69 t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②汚泥(有害)
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 未実施		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②汚泥(有害)
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 計画なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②汚泥(有害)
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
②計画	(これまでに実施した取組) ・ 蒸留濃縮による減容		
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②汚泥(有害)
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
②計画	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 蒸留濃縮による減容の推進		

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

③廃油 (有害)	④廃アルカリ (有害)	
0 t	0 t	t

②計画

③廃油 (有害)	④廃アルカリ (有害)	
0 t	0 t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

③廃油 (有害)	④廃アルカリ (有害)	
0 t	0 t	t
0 t	1157.07 t	t

②計画

③廃油 (有害)	④廃アルカリ (有害)	
0 t	0 t	t
0 t	1157.07 t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②汚泥(有害)
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 未実施		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②汚泥(有害)
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 計画なし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②汚泥(有害)
	全処理委託量	71.72 t	0.24 t
	優良認定処理業者への処理委託量	71.72 t	0.24 t
	再生利用業者への処理委託量	1.2 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	8.8 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	61.72 t	0.24 t
	(これまでに実施した取組)		
	・定期的に処理状況の現地確認を行っている。 ・処理委託業者がほぼ優良認定業者となった。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

③廃油 (有害)	④廃アルカリ (有害)	
0 t	0 t	t

②計画

③廃油 (有害)	④廃アルカリ (有害)	
0 t	0 t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

③廃油 (有害)	④廃アルカリ (有害)	
0 t	568.62 t	t
0 t	568.62 t	t
0 t	0 t	t
0 t	28.76 t	t
0 t	539.86 t	t

②計画	【目標】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	①引火性廃油	②汚泥 (有害)
	全 処 理 委 託 量	71.72 t	0.24 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	71.72 t	0.24 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1.2 t	0 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	8.8 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	61.72 t	0.24 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 優良認定処理事業者への委託を継続。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（2023年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	1797.65 t	
	(今後実施する予定の取組) ・ 電子マニフェスト利用の継続		
※事務処理欄			

②計画

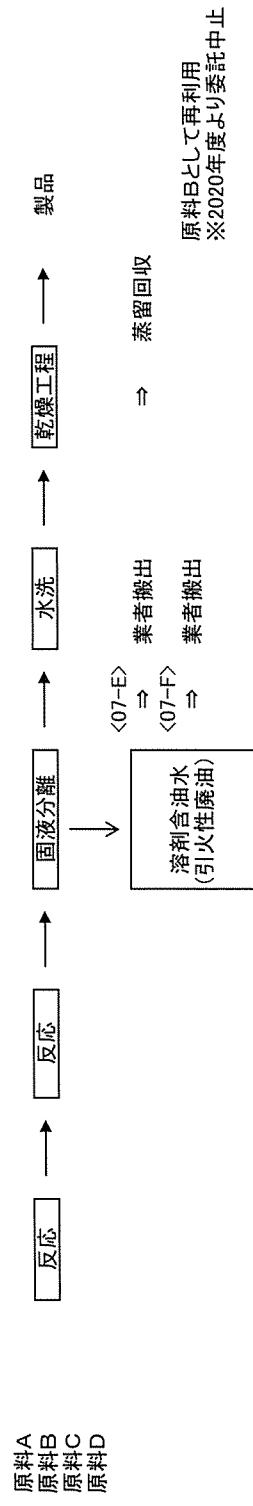
③廃油 (有害)	④廃アルカリ (有害)
0 t	568.62 t
0 t	568.62 t
0 t	0 t
0 t	28.76 t
0 t	539.86 t

(第6面)

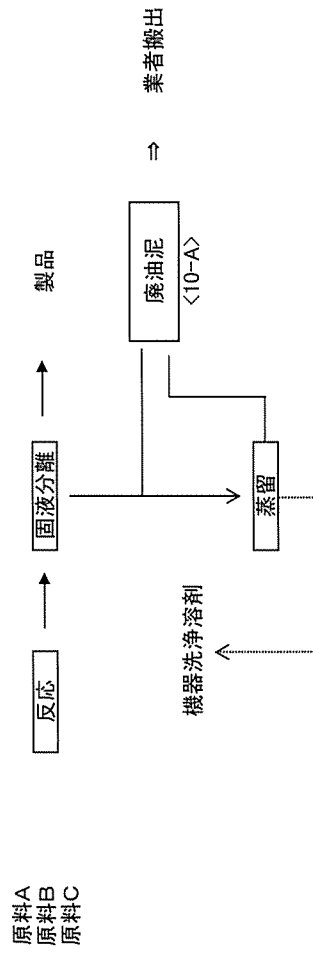
備考

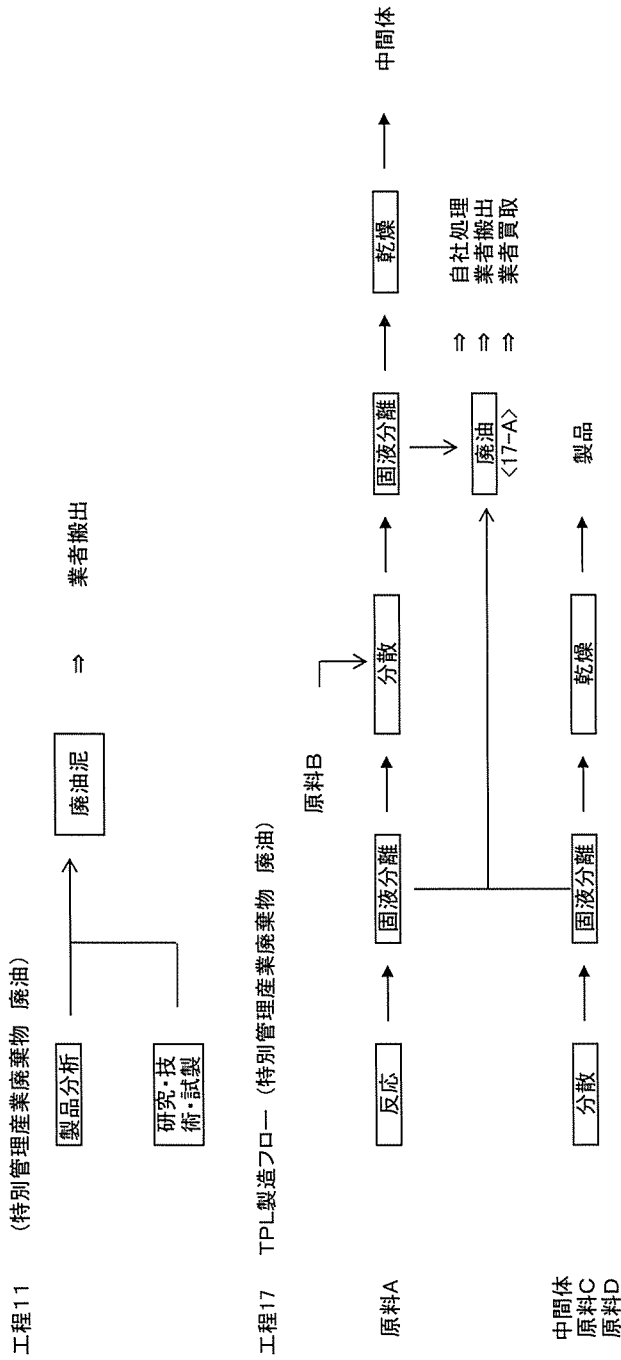
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

工程07 ポントロン製造フロー B



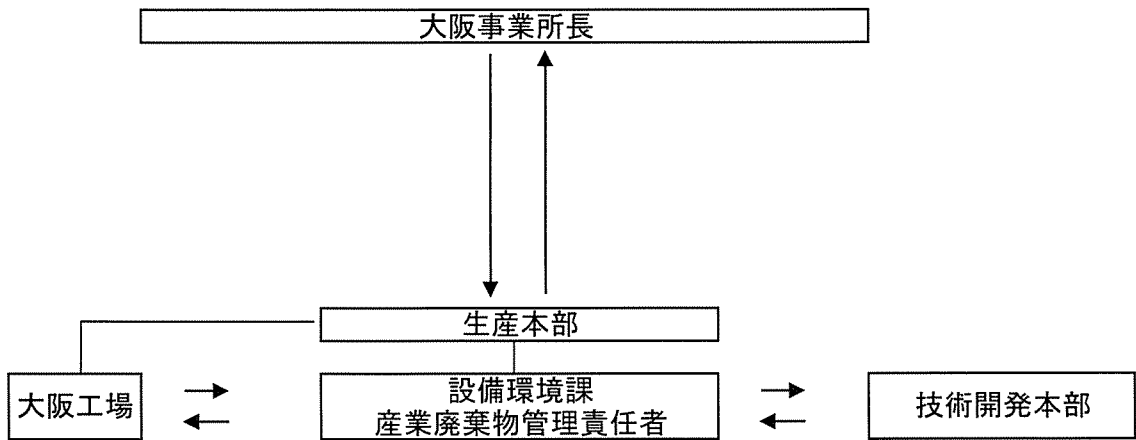
工程10 バリオゾール製造フロー (特別管理産業廃棄物 廃油)





産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

1. 管理体制



自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量

2. 責任者及び管理組織図

大阪事業所長			取締役	1名
廃棄物担当組織			設備環境課 課員 (環境担当)	9名
役割	品質・環境委員会		ISO 14001の推進と環境関連の計画と推進	
	生産本部	設備環境課	廃棄物処理施設の運転と維持管理 産業廃棄物マニフェストの発行と管理(電子マニフェストへの対応) 収集運搬業者・処理業者等の調査、選定 委託契約の締結 監督官庁への各種報告 廃棄物管理状況の把握と処理依頼 産業廃棄物関連の帳簿作成 産業廃棄物減容化の推進	
		大阪工場	工程管理を充実させ、廃棄物の減量化を行なう 各種廃棄物の分別を行なう	
	技術開発本部		製法・原材料の見直しを行ない廃棄物の減量化を推進する	